

京都市告示第 114 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき，平成 5 年 11 月 18 日  
付けで認可した鳥居本町自治会の代表者変更の届出，平成 24 年 7 月 26 日付  
けで認可した石田大受町々内会の代表者変更の届出があったので，同条第 10  
項の規定により，次のとおり告示します。

平成 25 年 5 月 2 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名

	変更前	変更後
鳥居本町自治会	浅野 聖覚	松下 哲夫
石田大受町々内会	齊藤 和夫	稲村 周二

2 代表者の住所

	変更前	変更後
鳥居本町自治会	京都市右京区嵯峨鳥居本 一華表町 24 番地	京都市右京区嵯峨鳥居本 小坂町 22 番地
石田大受町々内会	京都市伏見区石田大受町 31 番地の 96	京都市伏見区石田大受町 31 番地の 87

(文化市民局地域自治推進室)